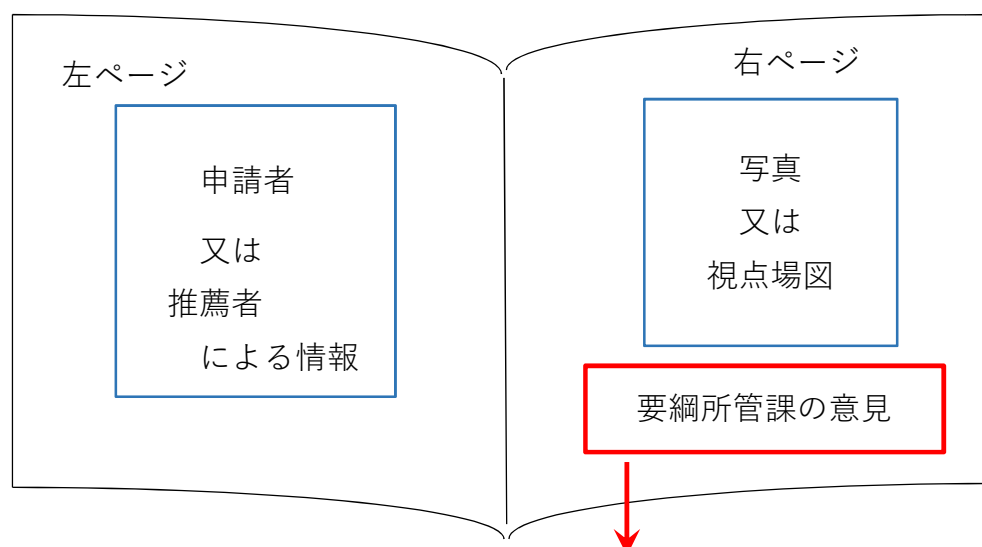


令和5年度景観カルテ

本文書には、個人情報が含まれています。
取り扱いには十分ご注意ください。

景観カルテの見方

- ・見開きで、1件の受付物件を掲載しています。
- ・左ページには、申請書又は推薦書に記載されている情報等を掲載しています。
- ・右ページ上部には、申請者又は推薦者が添付した写真や、事務局が撮影した写真又は視点場図を掲載しています。
- ・右ページ下部に、**事務局による意見**を記しています。



景観資産の登録要件

1 申請者

建造物等・樹木については、所有者からの申請が必要

2 各種別の登録基準

(1) 建造物等

道路等公共の場所から望見することができ、歴史的・文化的価値を有するもの又は地域のランドマークとなっているもので、地域の良い景観形成に寄与している建造物等

(2) 樹木

道路等公共の場所から望見することができ、地域の良い景観形成に寄与する天然木等（森林や並木を除く。）

(3) 風景と視点場

地域固有の良い景観形成を表す、次に掲げる風景及びそれを望みできる道路等公共の視点場

- ①豊かな自然により構成される風景②歴史・文化の蓄積を感じられる風景③市民活動の醸成により生まれた風景④地区を代表する個性を持った風景⑤その他市民に親しまれている本市を代表する風景

前橋市景観資産登録制度 令和5年度受付物件一覧

受付 No.	名 称	所在地	種 別	ページ	事務局意見
1	養林寺の山門	堀越町1256	建造物	1	○
2	広瀬川美術館	千代田町三丁目3-10	建造物	3	○
3	前橋公園のハクモクレン	大手町三丁目	樹木	5	○
4	上毛三山と前橋市街地の眺望	大手町一丁目	風景と視点場	7	○
5	深津稲荷山から望む赤城山	粕川町深津	風景と視点場	9	○
6	赤城山麓のヒガンバナ	苗ヶ島町	風景と視点場	11	○
7	前橋公園（さちの池）と榛名山	大手町三丁目	風景と視点場	13	○
8	群馬大橋付近から望む赤城山	石倉町三丁目	風景と視点場	15	○

事務局意見…事務局において、左記の要件から、登録に適しているかを判断した。

○…登録に適している △…現状では登録に適さない ×…登録に適さない